

臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認 申請書（一般型・手続委託型用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、7月以内の期間を定めた臨時販売場（一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者（既に一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）が、あらかじめ、臨時販売場の設置について承認を受ける場合に提出するものです（法8⑨⑩、令18の5①）。

なお、この申請書は、臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

(注) 1 臨時販売場を設置しようとする事業者の承認には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

2 臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者が臨時販売場を設置する場合は、その設置日の前日までに「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」を、事業者の納税地を所轄する税務署長へ提出する必要があります（法8⑨）。

3 臨時販売場を設置しようとする事業者としての承認について、法第8条第9項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、「臨時販売場を設置しようとする事業者の不適用届出書」を提出する必要があります（令18の5⑥）。

2 記載要領

(1) 「許可を受けている販売場の区分」欄は、申請者が既に許可を受けている輸出物品販売場の区分にチェックします。

なお、一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている事業者は、両方の区分をチェックします。

(2) 「許可を受けている販売場の識別符号」欄は、既に許可を受けている輸出物品販売場において、識別符号の通知を受けている場合に記載します。

(3) 「許可を受けている販売場の所在地」及び「許可を受けている販売場の名称」欄は、既に許可を受けている輸出物品販売場の所在地及び名称を記載し、「所轄税務署名」欄には、許可を受けている販売場の所在地を所轄する税務署名を記載します。

(4) 「輸出物品販売場の許可を受けた年月日」欄は、輸出物品販売場の許可を受けた年月日を記載します。

なお、元号は、該当する箇所に○を付します。

(注) 許可を受けた販売場が複数ある場合には、直近において許可を受けた販売場の所在地、名称及び許可年月日を記載してください。

《臨時販売場を設置しようとする事業者の承認要件》

- ① 既に輸出物品販売場を経営する事業者であること。
- ② 臨時販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていること。
- ③ 手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。
- ④ 輸出物品販売場の許可を取り消され、又は臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと、その他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
- ⑤ 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る許可を受けている事業者であること。

添付書類の確認（確認欄にチェックしてください。）		確認
1	臨時販売場で行った免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（臨時販売場の設置状況、臨時販売場における販売に係る記録その他の臨時販売場に係る書類の保存に関するマニュアルなど）	<input type="checkbox"/>
2	次のいずれかの書類	/
	7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した事実を証する書類（イベント等（催事場）の出店契約書の写し、出店計画書など）	<input type="checkbox"/>
	7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置する意思を有する旨を証する書類（出店計画書（当面のイベント等への出店予定が分かる書類など））	<input type="checkbox"/>
3	その他参考となるべき書類	/
	申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など）	<input type="checkbox"/>
	臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料（取扱商品リストなど）	<input type="checkbox"/>
4	【手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者が一般型の臨時販売場を設置する場合】 自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（免税販売方法を記したマニュアルなど）	<input type="checkbox"/>